議員提出議案第3号

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年6月7日

提出者	瑞穂町議会議員	原		成	兆
	<i>II</i>	小	Ш	龍	美
	<i>II</i>	近	藤		浩
	<i>II</i>	大	坪	玉	広
	<i>II</i>	齌	藤	成	宏
賛成者	<i>II</i>	森			且
	<i>II</i>	髙	水	永	雄
	<i>II</i>	石	Ш		修
	IJ	下	野	義	子
	<i>II</i>	原		隆	夫
	IJ	村	Щ	正	利
	IJ	吉	野		夫
	IJ	村	上	嘉	男
	IJ	古	宮	郁	夫
	IJ	Щ	﨑		栄

(提案理由)

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう求めるため、本案を提出する。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長を求める意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、米軍基地の撤退等に伴って多数の離職者が特定の地域において発生することを踏まえ、その離職者対策を目的に昭和33年に制定されました。

以来、同法は昭和48年の関東計画に基づく立川基地等の返還・ 統合に伴って生じた多数の離職者対策をはじめ、必要に応じた施策 を講じつつ5年ごとの期限延長を続け今日に至っております。

駐留軍雇用は、米国の軍事戦略や国際情勢に影響を受けるなどの特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定雇用という立場に置かれています。

在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中にあって、駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策が不可欠であります。

よって、瑞穂町議会は、国に対し、平成30年5月16日に期限 切れを迎える同法の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確 保及び離職者対策に万全を期するよう要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月7日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長参議院議長日総務大臣の務大臣の場合を対している。

宛